

立教大学学術推進特別重点資金(立教SFR)  
 個人研究費  
 2006年度研究成果報告書

|       |                              |         |
|-------|------------------------------|---------|
| 研究代表者 | 所属・職名                        | 氏名      |
|       | 法務研究科・教授                     | 野澤 正充 印 |
| 研究課題  | 日仏における債務不履行および契約責任の基礎理論の比較研究 |         |
| 研究期間  | 2006年度                       |         |
| 研究経費  | 480,000円                     |         |

研究の概要(200~300字で記入、図・グラフは使用しないこと)

フランス民法典では、売主によって引き渡された目的物が売買契約で定められた品質・性能を有していない場合の買主に、次の3つの救済手段が認められている。すなわち、①目的物の本質にかかわる錯誤による無効訴権(1110条)、②引渡債務の不履行に基づく解除訴権(1184条)、および損害賠償訴権(1147条)、および③隠れた瑕疵に基づく瑕疵担保訴権(1641条以下)である。そして、わが国におけると同じくフランスにおいても、これら3つの救済手段の適応領域をどのように区別すべきかについて、長い間議論がなされてきた。本研究は、とりわけ②と③の区別を扱うものである。

キーワード(研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[ 瑕疵担保責任 ]      [ 債務不履行責任 ]      [ EU法 ]

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)

フランス民法典では、売主によって引き渡された目的物が売買契約で定められた品質・性能を有していない場合の買主に、次の3つの救済手段が認められている。すなわち、①目的物の本質にかかわる錯誤による無効訴権(1110条)、②引渡債務の不履行に基づく解除訴権(1184条)および損害賠償訴権(1147条)、および、③隠れた瑕疵に基づく瑕疵担保訴権(1641条以下)である。そして、わが国における同じくフランスにおいても、これら3つの救済手段の適用領域をどのように区別すべきかについて、長い間議論がなされてきた。とりわけ、②と③の区別は、困難であるとされてきた。というのも、引渡債務は、単なる目的物の物理的な引渡しを意味するのではなく、目的物の性質が契約に適合するか否かをも問題とする概念であり、同じく目的物の適合性を保障する瑕疵担保責任と、その基盤において共通するからである。そこで、瑕疵担保責任と引渡債務の不履行責任との区別が問題となり、伝統的には、「瑕疵」概念を限定することにより、その解決が図られてきた。すなわち、瑕疵とは、目的物の変質・損傷などの客観的な欠陥のことを意味し、このような欠陥はないが、引き渡された目的物が合意された物と異なる場合とは区別されるとする。そして、③1641条以下の瑕疵担保責任は、瑕疵に関する法制度であり、目的物が契約に適合しない場合は、②引渡債務の不履行または①目的物の本質の錯誤によって買主が救済され、両者は明確に区別されると解されてきた。

このような伝統的理解を支持する見解は、現在のフランスでも多数である。例えば、ルヴヌール教授は、②適合性の欠如と③瑕疵との区別は困難ではなく、むしろ、③瑕疵と①本質の錯誤の区別が難しいとする。そして、瑕疵と引渡債務(適合性)の不履行との区別を次のように述べている。すなわち、「隠れた瑕疵は、物をその定められた用法に不適切なものとする欠陥であり、他方で、適合給付義務の違反は、引き渡された物が注文により特定されたところに対応していないときに認められる」とする。そして、赤いフェラーリの売買契約を例に、黄色のフェラーリが引き渡された場合には引渡債務の不履行である。しかし、赤のフェラーリが引き渡されたものの塗装が不完全であって、すぐに塗装がはがれてしまった場合には、隠れた瑕疵が問題となるとする。それゆえ、伝統的理解(二元説)によれば、両者の区別はあいまいではなく、「容易に理解することができる」とされる。

上記の二元説に対しては、その区別に従って異なった扱いをするのは妥当でなく、いずれも債務不履行の一場合にほかならないとの見解(機能説)が有力に展開されてきた。この見解は、瑕疵担保と債務不履行とを二元的に把握するのではなく、両者を、その共通する基盤である目的物の「適合性」という観点から一元的に理解し、その区別を時的区分に求める。すなわち、売買目的物の瑕疵が隠れたものか否かによって、「受領時を基準とする『引渡債務』の不履行訴権と瑕疵担保訴権との『時的区分』を行う」とする。そして、破毀院も、この一元説の影響を受け、1986年2月7日の2つの大法廷判決において、瑕疵担保訴権の短期の出訴期間の制限を定めた民法典1648条の適用を回避するために、隠れた瑕疵の存在する物は契約に適合しない(non-conformité ou défauts de conformité)物であると解し、30年の消滅時効(民2262条)にかかる引渡債務の不履行に基づく訴権(民1184条)を認めた。しかし、この大法廷判決に対して、学説の多くは次のような批判を展開した。すなわち、判旨のように解すると、瑕疵担保責任が問題となる場合がすべて引渡債務の不履行責任の問題に解消され、1641条以下の瑕疵担保責任の規定が無用なものとなり、民法典の体系に反する。そこで破毀院も、このような学説の批判を容れ、二元説へとその立場を転回した。すなわち、破毀院第1民事部1993年5月5日判決(D.1993, p.506 note A. Bénabent)は、「隠れた瑕疵とは、物をその通常の用途に適さないものとする欠陥であり、契約責任(債務不履行)訴権ではなく、民法典1641条以下に規定された条項に基づく担保訴権を認めるものである」と判示し、引渡債務の不履行を主張して1648条の期間制限に服しないとした当事者(買主)の上告を棄却した。そして破毀院は、この1993年に相次いで二元説に立脚する判決を公にし(9)、その後も同じ立場を維持している。

研究成果の概要 (つづき)

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

- ① 「瑕疵担保責任の比較法的考察 (1)」 立教法学 73 号 33 頁 (2007 年)